

船橋市介護保険料徴収猶予及び減免取扱基準

令和6年4月4日改正

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、船橋市介護保険条例（平成12年船橋市条例第16号。以下「条例」という。）第8条に規定する保険料の徴収猶予及び第9条に規定する保険料の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第8条の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 被保険者又はその属する世帯員が所有し、現実に居住のために使用している建物をいう。
- (2) 家財 被保険者又はその属する世帯員の日常生活に通常必要な家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいうものとし、生活に必要な程度を超えるものは含まれないものとする。
- (3) その他の財産 被保険者又はその属する世帯員が所有し、現実に居住のために使用している建物に付属する倉庫、物置等の付属建物をいう。
- (4) 失業 本人の意思に反して離職を余儀なくされた状態をいう。定年退職や契約期間の満了による退職などは失業とみなさない。

(徴収猶予の対象者)

第3条 条例第8条の規定による徴収猶予の対象者は、一時に納付が困難と認められる第1号被保険者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定による支援給付を受けている者を除く。以下同じ）とする。

(徴収猶予の納期限)

第4条 条例第8条の規定による徴収の猶予の納期限は、申請のあった日から起算して6月後の日の属する月の前月までに納期限が到来する当該年度分の保険料について、当該申請のあった日から起算して6月後の日の属する月の末日を新たな納期限とする。

(減免の対象者)

第5条 条例第9条の規定による減免の取扱いは、納付の困難な状況が継続すると認められる第1号被保険者とする。ただし、過去の年度において減免の決定を受けた保険料に

ついて、滞納している者についてはその対象としない。

2 条例第8条第2号から第4号までのいずれかに該当するものとして条例第9条の減免の対象となる者は、その属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、かつ、次の各号にいずれにも該当する第1号被保険者とする。

(1) 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

(2) 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

(3) 主たる生計維持者の前年の合計所得金額（条例第3条第1項第6号アの合計所得金額をいう。以下同じ）が500万円未満であること。

（申請）

第6条 船橋市介護保険施行規則（平成12年船橋市規則第53号。以下「規則」という。）

第22条の規定により保険料の徴収猶予を申請する者は、その事由を証明する書類を添付しなければならない。ただし、証明書を徴することが困難なとき又は適当でないと市長が認めるときは、当該事実についての申立書を添付するものとする。

2 規則第23条の規定により保険料の減免を申請する者は、その事由を証明する書類を添付しなければならない。ただし、証明書を徴することが困難なとき又は適当でないと市長が認めるときは、当該事実についての申立書を添付するものとする。

（減免の対象となる保険料額）

第7条 減免の対象となる保険料額は、原則として申請のあった年度の未到来の納期に係る保険料額とする。ただし、特別徴収対象被保険者については、未到来の納期に係る保険料額と、普通徴収対象被保険者と仮定した場合において対象となる未到来の納期に係る保険料額とを比較して金額の大きい方を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、減免事由の発生した日以降に到来した納期に係る保険料額についても適用することができる。

3 第10条第1項第3号の施設に拘禁又は収容された場合は、拘禁又は収容された日の

属する月の翌月から、拘禁又は収容されなくなった日の属する月の前月までの月割保険料額について適用する。

(災害による財産の損害に対する減免)

第8条 条例第8条第1号に該当するものとして条例第9条の規定により保険料の減免を行う場合の減免の割合は、当該第1号被保険者の主たる生計維持者の前年の合計所得金額及び損害の程度に応じ別表1のとおりとする。

(収入の激減による減免)

第9条 条例第8条第2号から第4号のいずれかに該当するものとして条例第9条の規定により保険料の減免を行う場合の減免額は、次の算式により算出した金額とする。

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times d$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- A 第1号被保険者の保険料額
- B 第1号被保険者の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
- C 主たる生計維持者の前年の合計所得金額
- d 別表2に定める減免割合。

(その他の減免)

第10条 条例第8条第5号に該当するものとして条例第9条の規定により保険料の減免を行う場合は次に掲げるときとする。

- (1) 第1号被保険者又は主たる生計維持者が、盗難及び詐欺等によりその財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 第1号被保険者が破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、免責許可の決定がされたとき。
- (3) 第1号被保険者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁又は収容されたとき。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者となったとき又は世帯の合計収入額が生活保護の基準の1.2倍未満で、かつ、現金及び預貯金等の額が1人当たり200万円以下であり、かつ、親族等の被扶養者でない者となったとき。

- 2 前項第4号に規定する世帯については、生活保護法による保護の実施要領（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）の例による。
- 3 第1項第4号に規定する生活保護の基準については、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表第1章1(1)ア(イ)第1類及び第2類に規定する基準額、地区別冬季加算額に5を乗じて得た額を12で除して得た額、保護基準別表第1第2章2及び3に規定する加算額、保護基準別表第1第3章2に規定する基準額及び保護基準別表第3に規定する基準額とする。
- 4 第1項第4号の預貯金等とは、銀行預金、国債・地方債、郵便貯金、株式等をいうものとする。
- 5 第1項第1号の場合において、減免の割合は、別表1のとおりとする。
- 6 第1項第2号から第4号までの場合において、減免の割合は、別表3のとおりとする。  
（端数処理）

第11条 減免額を算出するにあたり、10円未満の端数がある場合は、当該端数を切上げた額とする。

（減免の取消し）

第12条 現況調査又は申請者の申出により減免事由が消滅したと認められるときは、減免に係る保険料額のうち減免事由消滅以降に到来する納期分の減免を取り消すことができる。

- 2 偽りの申請その他不正な行為により減免を受けたときは、当該減免を取り消し、当該減免によりその支払いを免れた額を徴収するものとする。

（補則）

第13条 この取扱基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この取扱基準は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成13年2月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この取扱基準は、平成23年7月25日から施行する。

(東日本大震災による保険料の減免の特例)

2 平成23年3月11日に特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）内の市町村に住所を有しており、東日本大震災により被災した介護保険の被保険者（以下「被災介護保険被保険者」という。）のうち、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき設定された避難指示区域（以下「避難指示区域」という。）内に住所を有していたものであって、次の各号に該当するものが、一時的な避難のため、船橋市に転入したものについては、第6条から第8条までの規定にかかわらず、保険料減免を適用する。

(1) 帰還困難区域に住所を有していたもの

(2) 旧緊急時避難準備区域又は平成27年度以前に指定が解除された旧避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点に住所を有していたもの。ただし、前年の合計所得金額が633万円以上であるもの（以下「上位所得者」という。）は除く。

(3) 平成28年度及び平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域に住所を有していたもの。ただし、上位所得者は除く。

(4) 令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域及び旧居住制限区域並びに旧避難指示解除準備区域に住所を有していたもの。ただし、上位所得者は除く。

(5) 令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に住所を有していたもの。ただし、上位所得者は除く。

(5) 令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域に住所を有していたもの。

ただし、上位所得者は令和6年9月までの分に限る。

3 前項で定める者の保険料減免の適用期間については、令和7年3月分までとする。

4 附則第2項で定める者の減免の割合は、「平成23年度介護保険災害臨時特例補助金における第一号保険料の減免措置に係る国庫補助額の算定基準について」(平成23年6月30日付老介発0630第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知。)の3の(1)に規定する割合とする。

附 則

この取扱基準は、平成24年9月19日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成25年9月9日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成26年7月10日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和2年7月16日から施行する。

(施行期日)

1 この取扱基準は、令和2年6月1日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)

2 新型コロナウイルス感染症の影響により、次の各号のいずれかに該当する者は、第7条の規定にかかわらず、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項におい

て同じ。)が定められている令和4年度分の保険料について、保険料減免を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

3 前項の規定にかかわらず、令和4年度末に資格を取得した被保険者に係る令和5年4月1日から同年5月31日までの間に納期限が定められている令和4年度相当分の保険料についても、同項の保険料減免を適用する。

4 前2項の規定により保険料の減免を行う場合の減免額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に該当する場合 全部

(2) 前項第2号に該当する場合 次の算式により算出した金額

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times d$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

A 第1号被保険者の保険料額

B 第1号被保険者の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に  
係る前年の所得額

C 主たる生計維持者の前年の合計所得金額

d 次の表の左欄に掲げる主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じ、  
同表の右欄に定める減免割合。ただし、主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場  
合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とする。

前年の合計所得金額	減免割合
210万円以下であるとき	10分の10
210万円を超えるとき	10分の8

附 則

この取扱基準は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和5年4月5日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この取扱基準は、令和6年4月4日から施行し、同月1日から適用する。



別表 1

損害の程度 前年の合計所得金額	10分の5以上のとき	10分の2以上 10分の5未満のとき
基準所得金額未満であるとき	全部	2分の1
基準所得金額以上であるとき	2分の1	4分の1

基準所得金額は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第38条第1項第7号に規定する基準所得金額をいう。

別表 2

主たる生計維持者の前年の合計所得金に 対する減少することが見込まれる 事業収入等に係る前年の 所得額の割合 主たる生計維持者の 前年の合計所得金額	10分の 5以上のとき	10分の3以上 10分の5未満の とき
210万円以下であるとき	全部	10分の8
210万円を超え500万円未満であるとき	10分の5	10分の4

別表 3

対象者	減免割合	
取扱基準第10条第1項第2号に該当する者	全部	
取扱基準第10条第1項第3号に該当する者	全部	
取扱基準第10条 第1項第4号に該 当する者	所得段階	
	第1段階	2分の1
	第2段階及び第3段階	3分の1